

リニア開業を見据えた人流データ取得・分析業務 仕様書

1. 業務の目的

- ・ 山梨県（以下、「県」という。）では、2027 年以降とされるリニア中央新幹線の開業に向け、既存の公共交通網を再編し、リニアを基幹とした公共交通のネットワークを県内全体に構築することを目指している。
- ・ リニアに関しては、リニア山梨県駅の停車本数増と利用者増の好循環をつくり、国内他地域（特に、現在来県者の少ない中京・関西など西日本方面）や海外から、ヒトやモノを県へ呼び込むことを目指す。
- ・ 県内の公共交通ネットワークについては、県の掲げる「富士トラムネットワーク構想」をはじめあらゆる種類のモビリティを活用し、全ての県民がスムーズに移動可能な交通体系を創造しなければならない。
- ・ 本業務では、リニア中央新幹線の開業効果を県全体に波及させるべく、リニア開業を見据えた交通ネットワークの構築等、県の活性化に資する有効な施策へ活用するため、国内外から県への来訪者や県民の県内地域間移動に関する精緻な人流データを取得し、既存の統計調査等も活用しながら分析を行う。
- ・ データ分析の結果は広く公開し、様々な主体の活用を促す。また、職員の調査・分析スキルを向上させ、県による諸調査に活用する。

2. 委託業務名称

リニア開業を見据えた人流データ取得・分析業務（以下「委託業務」という。）

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 1 3 日（金曜日）まで

4. 委託業務内容

- ・ 受託者は、以下の業務を実施するものとし、契約締結後速やかに業務実施計画書（実施体制、事業内容、スケジュール等）を県に提出するとともに、打ち合わせを実施すること。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、県と協議を行いながら進めること。

（1）データ取得・分析

①目的

委託業者は、以下のような目的に沿ったデータの取得・分析を行う。

分析作業に当たっては、必要に応じ、国勢調査やパーソントリップ調査等、既存の統計調査等も用いて取得データを補完する。

(ア) 広域的な人流分析に係るデータ

リニア開業後に、他の都道府県（特に関西・中京方面）や海外から山梨県への訪問客及び山梨県から首都圏・中京圏等に通勤する通勤客数の予測等に資するデータ

●データの例

- ・中京・関西方面から山梨県への流入経路
- ・リニア開業後に「関西・中京～山梨県の観光地」と所要時間が同等程度になる近隣県観光地への流入経路、移動手段、経由地等
- ・山梨県～首都圏と同程度の条件で、新幹線を利用している通勤・通学客の実態

●分析例

- ・関西・中京方面からの訪問客の目的地、嗜好⇒現在、関西・中京方面から本県への訪問客のうちリニアに転移する可能性のある人員、リニア駅から来客が見込まれる場所への効果的な二次交通の形態・ルート
- ・関西・中京方面から周辺観光地に流入している訪問客のうち、本県に転移する可能性のある人員
- ・リニア開業後に、山梨県からリニアを利用する通勤・通学客の人数
- ・リニア開業後、山梨県内に本社や事業所を移転する可能性のある企業の規模や件数

(イ) 山梨県内の人流分析に係るデータ

リニア開業を踏まえた県内全体の公共交通網の再編に資するデータ

●データの例

- ・県内を移動する人員の居住地、発着地、移動経路、所要時間

●分析例

- ・公共交通に依存する交通弱者の分布
- ・公共交通のハブとなりうる場所の選定

②データの取得条件

取得するデータは、以下の条件を満たしていること。

- ・最新データが過去３年以内のものであること
- ・詳細な居住地（市町村単位よりも詳細であること）、発着地、移動経路、所要時間が分かるデータであること
- ・最低３か月分取得すること（連続した３か月である必要はない。データ分析の上で最も効果的と考えられる取得データの期間を提示すること）
- ・受託者と職員が共に閲覧可能であること

(2) 県職員との協働

①目的

受託者は、前（１）に基づいてデータを取得し、県職員と協働して分析作業を行う。協働にあたっては、県職員に対して分析手法等に関する研修を行い、県職員の調査分析スキルの向上を図る。あわせて、令和７年７月～１１月に県で実施予定の次世代モビリティ実証事業に活用可能なデータを提供する。

②内容

受託者は①で示した目的のため、５回程度、県職員とともに定例会を開催し、取得したデータの内容や分析結果について議論を行うとともに、必要に応じてデータ分析手法等に関する研修を行うこと。また、分析に必要な事項をまとめたマニュアルを作成し、県職員の主体的な分析をサポートすること。

③受託者側の担当者

分析作業や研修を行う担当者には、人流データの取得・分析や統計分析について十分な知識や経験、資格等を持つ人材を充てること。

5. 想定スケジュール

報告書提出等の想定スケジュールは、以下の通りの想定とする。

※ スケジュールはあくまで想定であり、これより早期に実施可能な事項は前倒して対応すること。

令和７年７月１日 契約締結

令和７年１０月３１日まで 中間報告書提出

令和８年２月１３日まで 最終報告書提出

6. 委託業務実施体制

- ・ 委託業務の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと
- ・ 受託者は、やむを得ない場合を除き、委託業務実施体制を変更しないこと

(1) 業務実施責任者

- ・ 受託者は、本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置することとし、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること
- ・ 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して委託業務を安全に実施できるよう管理を行うこと
- ・ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、委託業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと

- ・ 業務実施責任者は、経費・委託業務内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること

(2) 業務従事者

- ・ 業務従事者は、業務実施責任者とともに本委託業務を行うこと
- ・ 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること

(3) 県との協議

受託者は、委託業務遂行上必要な場合には、県と協議を実施すること。

7. 資料等の貸与及び返還

- ・ 本委託業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を受託者へ貸与する
- ・ 貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外の目的に使用しないとともに、本委託業務が完了したときは、速やかに貸与品を県に返還すること

8. 成果物

受託者は、以下の成果物等を県へ納品する。

(1) 成果物等

- ① 業務完了届
- ② 「リニア開業を見据えた人流データ取得・分析業務」中間報告書（概要版 MS- PowerPoint 形式、本文 MS- Word 形式）
- ③ 「リニア開業を見据えた人流データ取得・分析業務」最終報告書（概要版 MS- PowerPoint 形式、本文 MS- Word 形式）
- ④ 本業務を通じて取得した人流データ（MS-Excel 形式）

(2) 成果物の体裁

- ・ ②、③については A 4 サイズとする。詳細は県と協議の上、決定すること

(3) 納品時期・方法

- ・ ①、③は委託業務期間内に提出すること
- ・ ②は令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金曜日）までに提出すること
- ・ ④については、②に関連するデータは②と同時に提出すること。それ以外のデータは①、③とともに提出すること
- ・ 紙媒体 3 部及び電子データにて提出する。提出方法については県と協議すること

(4) 報告書の内容

報告書は、取得・分析したデータを基に、前 1 に示した目的を実現するための政策立案に活用可能な内容とすること。

(5) その他

提出された報告書の著作権は県に帰属し、一般に公開する。

9. 著作権

- (1) 本業務に伴う成果物の著作権は、山梨県に属するものとし、本県の活性化につながる取組に活用するものとする。
- (2) 委託者は当該事業の目的を達成するために成果物を自由に使用、改変、複製、再版、二次利用等を行えるものとし、受託者は委託者または委託者が指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

10. 留意事項等

- (1) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 委託業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (5) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- (6) 受託者は業務遂行の品質保証(ISO9001、ISO20252 等)ができること。
- (7) 受託者は個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）ができること。
- (8) 受託者は専門統計調査士、専門社会調査士のいずれかの資格を有する者を業務管理者に配置すること。
- (9) 受託者は（６）～（８）の認証・資格・実績等を証明する書類（帳票・契約書の写し等）を契約締結時に委託者に提出すること。
- (10) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上定めることとする。

11. 担当者

山梨県新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課

担当：篠原・宇野

山梨県甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁北別館 5 F

Tel:055-223-1664